

財務省告示第三百十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十六年六月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百二

十一年）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

十六年度における財政運営のた

めの公債の発行の特例等に関する

法律（平成十六年法律第二十

二号）第二条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた各申込みの

価格を募入額により加重平均し

て得られるものによる発行（以下

「競争入札発行」という。）

五 募入決定の 非競争入札発行（以下「

方法

十一 発行価格
 イ 価格競争
 入札発行
 口 非競争入
 札発行
 十二 利率
 十三 経過利子
 の払込み

額 三 銭 以上 の それ ぞれ の 九 十 九 円 九 角
 額 十 三 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九 角
 十 三 銭
 年 〇 ・ 一 パーセント
 (一) 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 も、ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合、に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成十六年十二月二十日を
 期とし、次の算式により算出
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う。以
 下、次号及び第十六号において

規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五			
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の利子	第二期以後	
平成十六年六月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成十八年六月二十日	る利子を支払う。	いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎年六月二十日及び十二月二十